

学校いじめ防止基本方針

《県立高等学校・中等教育学校編》

平成 29 年 4 月

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育をうける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行なわれるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行なわれず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ いじめは人権侵害であり許されないという共通認識を全職員、生徒が共有します。
- ・ 全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や支援教育校内連絡会を通して共通理解を深め、組織的に対応します。
- ・ 生徒の心の通うコミュニケーション能力の向上をめざすため、部活動、生徒会活動を含めたすべての教育活動を通して支援を行います。
- ・ 生徒が自主的に行なういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見し、迅速な対応をとるために次のような調査を実施します。
 - ① 生徒対象のアンケート調査 (年2回)
 - ② 個人面談による聴き取り調査 (年1回)
- ・ 生徒及び保護者が気軽に相談できる相談体制の整備を行います。
 - ① 生徒相談室の活用
 - ② スクールカウンセラーの活用
 - ③ ケース会議の開催による情報共有
 - ④ 支援教育相談担当者会の定期的な開催による情報共有
 - ⑤ 教育相談コーディネーター・養護教諭との連携強化

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ いじめ、またはその疑いがある行為が把握できたときは、速やかにやめさせ事実関係を確認します。
- ・ いじめの事実が確認された場合、受けた生徒・保護者に対する支援と同時に、いじめを行なった生徒への指導、保護者への支援を行ないます。
- ・ いじめを見ていて放置していた生徒等には、重大な人権侵害であることとともに、いじめに加担した行為であることを指導します。
- ・ 情報を関係保護者と共有し、当事者間のトラブルの回避に努めます。
- ・ 犯罪行為として扱われるべきいじめについては、県教育委員会および所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 未然防止のための取組み
 - ① 生徒対象の講演会の実施（年1回）
 - ② 全職員が実態、特質等について校内研修や支援教育相談担当者会を通して共通理解を深め、組織的に対応します。

3 「支援教育相談担当者会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「支援教育相談担当者会」を設置し、以下のように開催します。

定例1回目 6月下旬

※いじめ防止アンケート1回目の集約をうけ開催

定例2回目 11月

※いじめ防止アンケート2回目の集約をうけ開催

定例3回目 1月

※個人面談など担任による聞き取りをうけ開催

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「支援教育相談担当者会」の構成

管理職、養護教諭、教育相談コーディネーター、生活指導グループリーダー

(2) 活動内容

- ・ いじめの防止、早期発見の取組みに関する計画、実施、検証
- ・ いじめに関する情報収集
- ・ いじめに関する相談
- ・ いじめ事案への対応の検討
- ・ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「緊急支援教育相談担当者会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急支援教育相談担当者会」の構成

管理職、生徒支援グループ、学年、養護教諭、教育相談コーディネーター、外部機関

- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。
- ※ 組織を構成する第三者に参加については、教育委員会と検討し構成員を決定。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出